

狩猟免許を取得 しませんか？



青森県にお住まいの方に、
狩猟免許の取得費用の一部を補助します！



どんな人が補助を受けられるの？

令和7年度狩猟免許試験に合格した人のうち、以下の3つの要件全てを満たす方が対象となります。

- ◆青森県内に住所を有している方
- ◆狩猟団体の会員または会員となることを確約される方
- ◆青森県において有害鳥獣捕獲業務に従事または従事することを確約される方



対象となる経費は？

以下の3つにかかる経費が対象となります。

- ◆令和7年度狩猟免許試験事前講習会 受講料＜全額（1回分）＞
- ◆令和7年度猟銃等取扱講習会（初心者講習） 受講料＜全額（1回分）＞
- ◆猟銃等取得に係る費用＜取得費用（税抜き）の1/2以内、上限10万円＞



申請に必要な書類は？

青森県のホームページに掲載する申請書のほか、狩猟免状や対象経費を支払ったことのわかる書類、申請する内容によっては銃所持許可証が必要です。

詳しくは、
右記リンク先を
ご覧ください。⇒





補助金の金額と対象となる物品は？

対象経費	補助金額	補助対象物品
狩猟免許事前講習会 受講料	8,520円（全額）	—
猟銃等取扱講習 （初心者講習） 受講料	6,900円（全額）	—
猟銃等取得費用	上限 10万円	①猟銃（散弾銃） ②ガンロッカー ③洗い矢 ④銃カバー ⑤銃ケース ⑥銃猟用スリング

Q & A

Q 狩猟免許試験は、いつ、どこでやっているの？

A 青森県が年間4回程度実施しています。
令和7年度は、6月と12月に青森市、7月に八戸市、9月に弘前市で実施します。
試験日の2週間前までに申込が必要となっていますので、
詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒



（青森県HP
狩猟免許の取得、更新について）

Q 狩猟免許事前講習会ってどんなことをやるの？

A 青森県猟友会東青支部と一般社団法人青森県猟友会が共催している狩猟免許試験を受験される方を対象とした講習会です。
狩猟において必要な知識やwana等の設置について、座学と実技で学ぶことができる講習会となっています。
受講に当たっては、青森県猟友会東青支部または一般社団法人青森県猟友会を通じ申し込みをお願いします。
詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒



（青森県HP
狩猟免許取得に向けた事前講習会の御案内）

Q 猟銃等取扱講習は、いつ、どこでやっているの？

A 青森県警察本部が年間3回程度実施しています。
令和7年度は、6月に青森市と八戸市、8月に弘前市、11月に八戸市、2月に青森市で実施します。
開催日の10日前までに住所地を管轄する警察署生活安全課に申込みを行う必要があります。
詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒



（青森県警本部HP
講習会について（銃砲所持許可））